府令

○内閣府令第二十六号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 ［1～4　略］ （契約締結時の書面の交付に関する特例） 5　利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。附則第十二項において「消費税法一部改正法」という。）第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。附則第十二項において「地方税法等一部改正法」という。）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** ［1～4　同上］ （契約締結時の書面の交付に関する特例） 5　利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
［略］	［同上］
第十三条第二項第一号イ及び第四項第一号イ	加える場合
場合には、当該場合又は同号ニに掲げる事項のうち利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用に変更を加える場合には、それぞれ変更を加えた	加える場合又は同号ニに掲げる事項のうち利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用に変更を加える場合
［6～11　略］ （契約締結時の書面の交付に関する特例） 12　利息制限法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第九十三号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（消費税法一部改正法第三条の規定による消費税法第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び地方税法等一部改正法第二条の規定による地方税法第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	［6～11　同上］ ［項を加える。］
第十三条第二項第一号イ及び第四項第一号イ	
場合には、当該場合又は同号ニに掲げる事項のうち利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用に変更を加える場合には、それぞれ変更を加えた	